

春日部市庄和コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

春日部市庄和コミュニティセンター条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項の表示及びそれに対応する改正後の欄の項の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項を当該改正後の欄の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の項又は号に対応する改正後の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（開所時間） 第8条 センターの開所時間は、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （施設の使用時間） 第8条の2 センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを午前8時30分から午後10時までとすることができる。 （使用料の減免） 第14条 市長は、<u>必要がある</u>と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第15条 （3） <u>その他市長が特に必要と認めたとき。</u> 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第13条の規定については、<u>平成19年9月30日までの間</u>、これを適用しない。	（開所時間） 第8条 センターの開所時間は、午前8時30分から<u>午後5時</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。 （使用料の減免） 第14条 市長は、<u>使用者がセンターの施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため使用する場合で、必要がある</u>と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第15条 （3） <u>使用者の申出により、許可に係る事項の変更又は取消しがあったとき。</u> 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第13条の規定については、<u>当分の間</u>、これを適用しない。

別表（第13条関係）

施設等の 名称	1 時間当たりの使用料（円）
集会室 （和室） （1）	300
集会室 （和室） （2）	150
集会室 （和室） （3）	150
茶室	100
パソコン 研修室	150
会議室 （1）	150
会議室 （2）	150
会議室 （3）	150
視聴覚室	400
ボランテ ィアビュ ーロー	150

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第8条の2ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。

別表（第13条関係）

時間区分 施設等の 名称	金額（円）			
	午前9 時から 正午ま で	午後1 時から 午後4 時30分 まで	午後5 時30分 から午 後9時 30分ま で	午前9 時から 午後9 時30分 まで
集会室 （和室） （1）	1,100	1,300	1,700	4,100
集会室 （和室） （2）	600	700	900	2,200
集会室 （和室） （3）	400	500	700	1,600
茶室	400	500	700	1,600
パソコン 研修室	500	600	800	1,900
会議室 （1）	600	700	900	2,200
会議室 （2）	500	600	800	1,900
会議室 （3）	600	700	900	2,200
視聴覚室	1,200	1,400	1,800	4,400

備考

- 1 本市、蓮田市、宮代町、白岡町及び杉戸町に住所を有しない個人又は法人その他の団体が使用する場合の金額は、所定の使用料の金額の2倍に相当する金額とする。
- 2 施設等（附属設備を除く。）の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、所定の使用料（前号に該当する場合は、同号の規定による使用料）の金額に次に掲げる率を乗じて得た金額とする。ただし、入場料等の金額が2種類以上定められ

3 (略)	ているときは、その最高額をもって入場料等の金額とする。 (1) 入場料等が1人当たり500円未満のとき 100分の120 (2) 入場料等が1人当たり500円以上1,000円未満のとき 100分の130 (3) 入場料等が1人当たり1,000円以上2,000円未満のとき 100分の150 (4) 入場料等が1人当たり2,000円以上3,000円未満のとき 100分の180 (5) 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200 3 施設等(附属設備を除く。)の使用目的が次に掲げる場合の使用料は、所定の使用料(第1号に該当する場合は、同号の規定による使用料)の金額に100分の120を乗じて得た金額とする。 (1) テレビの公開放映及び公開録画 (2) ラジオの公開放送及び公開録音 4 (略)
--------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条及び附則第1項の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。